

令和7年度春日井市観光によるにぎわい創出事業補助金 主要な変更点について

資料2

項目	現行	変更後内容	理由
補助対象事業	地域資源を活用して実施する次の各号のいずれかに該当する事業とします。 (1) 旅行商品の造成及び販売 (2) 土産品の企画開発及び販売 (3) 誘客イベントの開催 (4) ワークショップ、セミナー等の開催等による観光人材の育成 (5) その他地域資源を活用したにぎわいの創出が見込まれる事業 ※ 同一の補助対象となる事業の補助金を国、県等から受ける場合は、本補助金の対象外です。	地域資源を活用して実施する次の各号のいずれかに該当する事業とします。 (1) 旅行商品の造成及び販売 (2) 土産品の企画開発及び販売 (3) 誘客イベントの開催 (4) ワークショップ、セミナー等の開催等による観光人材の育成 (5) その他地域資源を活用したにぎわいの創出が見込まれる事業 ※ 令和5・6年度の同補助対象となった事業で活用されたサボテン、愛岐トンネル群、落合公園及び朝宮公園のみを活用する場合や、同一の補助対象となる事業の補助金を国、県等から受ける場合は、本補助金の対象外です。	書、東海自然歩道、神社仏閣、二子山公園などこれまで活用されていない地域資源を活かした事業実施の可能性を検討したため。
補助金の額	補助金の額は、一つの補助事業につき、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とし、40万円を限度とします。 ※R6 年度予算 120 万円	補助金の交付申請額は、一つの補助事業につき、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額以内とし、30 万円を限度とします。 補助金の交付決定額は、一つの補助事業につき、交付申請額の満額から2分の1までの範囲で、予算の範囲内で審査員の協議により決定します。 ※令和7年度予算 60 万円	よい事業であればより多くの事業を採択できるようにする考えのもと、補助額を固定ではなく予算の範囲内で流動的に決定できるようにする。 ○採択例 2事業採択の場合 各30万円 3事業採択の場合 ①25、20、15万円 ②30、15、15万円 ③22.5、22.5、15万円 など